

令和6年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業 参画コンテンツ募集要綱

1 趣旨

旅を「目的」とする考え方から、趣味や自己実現を体現する「手段」に旅行者のニーズが変化している。ひょうご観光本部（以下、観光本部）においては、各地特有の食や文化が生まれた背景、伝統を受け継いできた技術に触れる旅を「兵庫テロワール旅」と定義し観光ブランディングを進めている。

大阪・関西万博を見据え、関西に多くの観光客が訪れることが想定される中、本県に多くの誘客を図るため、兵庫デスティネーションキャンペーンの経験やひょうごフィールドパビリオンを含めた新規コンテンツの造成、これまで造成してきた観光コンテンツのうち、ブラッシュアップにより万博に来場するインバウンド観光客に対する兵庫のキーコンテンツとなりうる観光資源に育て上げ、造成後の販売を見据えたコンテンツ造成事業を実施・展開する。

2 対象事業者

体験型・周遊滞在型コンテンツを提供する団体（観光事業者、地域DMO、観光協会等）で、以下の要件を全て満たしていること

- (1) 兵庫県内の観光コンテンツを事業対象としていること
- (2) 旅行者からの問い合わせ、申し込み等に対応できること
- (3) 定款、会則又はこれに類する規約等を有すること
- (4) 自ら経理・監査する等の会計体制を有すること
- (5) 政治活動、宗教活動及び反社会的活動を目的としていないこと
- (6) 国、県、市町などの行政機関ではないこと

3 募集内容

旅行者（国内旅行者、インバウンドを含む）向けの、「兵庫テロワール旅」のコンセプトに沿った各地域の特色ある資源をいかした体験型・周遊滞在型コンテンツを募集する。

【参考】

兵庫テロワール旅

<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

(1) 対象テーマ

- ① 歴史、伝統工芸（日本遺産や地場産業等の活用）
- ② 食、温泉（食のルーツや、郷土料理、地域の特産品等の活用）
- ③ 自然、景観（ジオパークや桜づつみ回廊などの活用）
- ④ 芸術、文化（歴史的建造物や、「能」等の日本文化の活用）
- ⑤ スポーツ、アクティビティ（E-Bike やクルーズ船などの活用）
- ⑥ その他（上記5テーマに当てはまらないもの）

(2) 件数

観光本部が過去造成したコンテンツ事業者の内、大阪・関西万博を見据え、観光本部のコンサルティング（磨き上げ）を希望する事業者、今回新たに観光本部の伴走を希望するコンテンツ事業者の合計 10 件

4 選定方法

対象コンテンツの選定は、現地調査及び有識者等からなる造成検討会（審査会）により行う。

① 主な選定基準

- ・地域に根差したストーリーや稀少性、独自性、非日常性等を有しているか。
- ・地元住民や地域の生活にふれることができるか。
- ・事業の継続性、持続可能性が考慮されているか。
- ・周辺他コンテンツとの連携を検討しているか。
- ・本物志向のニーズに対応できるか。
- ・OTA や旅行会社と連携した販売促進を検討しているか。
- ・外国人旅行者を受け入れる意向があるか。

② 結果発表

- ・時期：令和 6 年 7 月頃
- ・方法：採択事業者へ速やかに通知するとともに、観光本部のホームページにて公表する。

5 参画のメリット（採択後の支援等）

採択された事業者（対象コンテンツ）に対しては、本事業の取組として、観光本部が下記の支援を提供する。

- (1) 観光本部ツーリズムプロデューサーによる現地指導や提案、アドバイス
- (2) モニターツアーなどを通じた旅行会社企画担当者目線によるコンテンツの改善、ブラッシュアップ
- (3) ひょうご観光本部の補助制度「体験型・周遊型コンテンツ開発支援補助金」を活用した支援

A 観光本部が過去造成したコンテンツ事業者の内、大阪・関西万博を見据え、観光本部のコンサルティング（磨き上げ）を希望する事業者

〔補助率及び補助上限額〕 補助率：2 / 3、上限額：1,000 千円

B 今回新たに観光本部の伴走を希望するコンテンツ事業者

〔補助率及び補助上限額〕 補助率：1 / 2、上限額：500 千円

- (4) 今後のプロモーション等による積極的なPR
- (5) OTA サイト等を活用した販売
- (6) コンテンツ事業者間の連携の仲介、調整

6 応募方法

(1) 募集期間

令和 6 年 5 月 15 日（水）～ 6 月 14 日（金）17：00 必着

(2) 提出書類

- ① 令和 6 年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業
参画コンテンツ応募書（様式第 1 号）
- ② コンテンツ概要説明書（様式第 2 号）

③団体概要書（様式第3号）

④会則もしくは定款、役員名簿

(3) 質疑応答

コンテンツ応募についての質問は、6(1)募集期間内に下記問い合わせ先に記載のアドレスへ送信すること（様式任意）

(4) 提出方法

持参または郵送、メールのいずれかによる

※ただし、メールで提出する場合は、必ず電話で受信確認を行うこと。

7 提出先・問合せ先

公益社団法人ひょうご観光本部 本條、三村

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1（兵庫県庁 1号館 7階）

TEL：078-361-7661

E-mail：honjo@hyogo-tourism.jp